

別表

補助の対象	事業実施期間	基準額	補助率（額）
介護保険法（平成 9 法律第 123 号）第 115 条の 32 第 1 項に規定する介護サービス事業者が負担する外国人介護人材の住居に係る経費（賃借料、共益費（管理費）、光熱水費）のうち、令和 7 年 3 月 31 日以前に外国人介護人材（※）を受け入れたことがない事業所に係るもの。 ※「外国人介護人材」とは、申請年度において、「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、在留資格「介護」、「技能実習」又は「特定技能 1 号」で海外から新たに雇用を開始した又は雇用の予定である外国人介護人材のことをいう。 なお、自法人所有の住居に外国人介護人材を入居させる場合は、賃借料及び共益費（管理費）は補助対象としない。 また、敷金、礼金、更新料は補助対象外とする。	補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。	1 事業所当たり年額 30 万円以内	補助の対象欄に掲げる経費のうち実際に要した額と基準額とを比較していずれか少ない額の 3 分の 2 以内。 ただし、算出された額に、1, 000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。